

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年11月17日

北海道知事 鈴木直道

目次

告 示		ページ
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	54
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	54
○土地収用法による事業の認定	(建設部総務課)	54
○道路の区域の変更及び供用の開始	(維持管理防災課)	54
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		55
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		56
道人事委員会規則		
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		57
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則		57

告 示

北海道告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年11月6日、永山土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年11月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（沼乙地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年11月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海

北海道告示第707号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和2年11月17日

北海道知事 鈴木直道

- 起業者の名称 ジェイ・アール北海道バス株式会社
- 事業の種類 ジェイ・アール北海道バス株式会社北広島営業所開設事業
- 起業地
 (1) 収用の部分 北海道北広島市北の里地内
 (2) 使用の部分 なし
- 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び北広島市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 起業地を表示する 北広島市役所
 図面の縦覧場所

北海道告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類	道道				
2 路線名	旭士別線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
士別市東5条北3丁目10番1地先から		前	18.00m	901.00m	—
同市東4条5丁目20番1地先まで		後	18.00mから 25.00mまで	901.00m	—

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第121号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年11月17日

北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 乗用自動車の賃貸借（林務課）	一式（1月当たりの単価）	3台分
イ 乗用自動車の賃貸借（水産課）	一式（1月当たりの単価）	2台分
ウ 乗用自動車の賃貸借（農村振興課）	一式（1月当たりの単価）	1台分

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

ア (1)のア及びイ 令和3年3月1日から令和8年2月27日まで

イ (1)のウ 令和3年3月16日から令和8年2月27日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年11月17日（火）から同年12月3日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階講堂
（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）

(2) 入札日時 令和2年12月16日（水）午前10時30分（送付による場合は、同月14日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年4月14日付け北海道渡島総合振興局告示第45号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.>

oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm)においてダウンロード
することができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ
か、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道渡島総合振興局総務課 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 0138-47-9416 |

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Lease of Car 3 sets
 - b Lease of Car 2 sets
 - c Lease of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., December 16, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 14, 2020)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido
Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年11月17日

北海道教育庁オホーツク教育局長 伊 賀 治 康

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- | | |
|---------------------------------|------------|
| (1) A重油その1 (網走地区) (1リットル当たりの単価) | 98,333リットル |
| (2) A重油その2 (美幌地区) (1リットル当たりの単価) | 92,795リットル |
| (3) A重油その3 (斜里地区) (1リットル当たりの単価) | 48,666リットル |

- | | |
|------------------------------------|------------|
| (4) A重油その4 (北見地区①) (1リットル当たりの単価) | 49,333リットル |
| (5) A重油その5 (北見地区②) (1リットル当たりの単価) | 57,000リットル |
| (6) A重油その6 (北見地区③) (1リットル当たりの単価) | 96,666リットル |
| (7) A重油その7 (北見地区④) (1リットル当たりの単価) | 52,333リットル |
| (8) A重油その8 (訓子府地区) (1リットル当たりの単価) | 77,436リットル |
| (9) A重油その9 (紋別地区) (1リットル当たりの単価) | 58,666リットル |
| (10) A重油その10 (興部地区) (1リットル当たりの単価) | 48,666リットル |
| (11) A重油その11 (遠軽地区) (1リットル当たりの単価) | 97,500リットル |
| (12) A重油その12 (佐呂間地区) (1リットル当たりの単価) | 48,333リットル |

2 落札を決定した日

- (1) 1の(1)から(3)まで及び(9)から(12)まで
令和2年10月9日
- (2) 1の(4)から(8)まで
令和2年10月8日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
ア 氏 名 株式会社リョーユウ石油
イ 住 所 北見市東三輪3丁目18番地
- (2) 1の(2)
ア 氏 名 有限会社大広燃料店
イ 住 所 美幌町字栄町13番地1
- (3) 1の(3)
ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- (4) 1の(4)
ア 氏 名 株式会社三光
イ 住 所 網走市新町2丁目1番14号
- (5) 1の(5)
ア 氏 名 株式会社茂藤
イ 住 所 北見市山下町3丁目2番11号
- (6) 1の(6)
ア 氏 名 株式会社東部第一
イ 住 所 北見市北2条東2丁目4番地
- (7) 1の(7)
ア 氏 名 網走交通株式会社

- イ 住 所 網走市新町2丁目3番1号
- (8) 1の(8)
- ア 氏 名 久島工業株式会社
- イ 住 所 訓子府町東町88番地
- (9) 1の(9)
- ア 氏 名 手塚興産株式会社
- イ 住 所 紋別市南が丘町7丁目20番地3号
- (10) 1の(10)
- ア 氏 名 株式会社オカモト
- イ 住 所 帯広市東4条南10丁目2番地
- (11) 1の(11)
- ア 氏 名 奥山燃料店
- イ 住 所 湧別町上湧別屯田市街地53-22
- (12) 1の(12)
- ア 氏 名 鈴木商店
- イ 住 所 常呂町字日吉246番地
- 4 落札金額
- (1) 54円88銭
- (2) 69円00銭
- (3) 57円00銭
- (4) 55円90銭
- (5) 55円90銭
- (6) 54円90銭
- (7) 55円00銭
- (8) 58円50銭
- (9) 52円50銭
- (10) 64円00銭
- (11) 53円10銭
- (12) 56円00銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年9月11日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第40号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 人 事 委 員 会 規 則

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月17日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則7-1410

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。
第27条第2項第1号中「期間については」を「期間（人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。）については」に改める。

第29条の6第2項第3号中「期間を除く」を「期間及び人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く」に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月30日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月17日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則17-14

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号カ中「、同項第2号の規定による休職の期間及び」を「及び同項第2号又は」に、「第1条の2第1号又は第2号の規定による休職の期間」を「第1条の2の規定による休職の期間（人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月30日から施行する。